

胎内市農業創意工夫応援事業実施要領

- 趣旨 「農業創意工夫応援事業」の実施に当たっては、「胎内市農業創意工夫応援事業補助金交付要綱」及び「胎内市補助金等交付規則」に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。
- 実施方法及び実施基準 下記事業については、農業者により構成される団体等へ予算の範囲内で補助金を交付する。

事業種目	事業目的	事業主体	事業内容（補助対象経費等）	補助対象事業費	補助率	採択基準	添付書類
6次産業化・販路拡大支援	農産物の6次産業化の取組や、販売体制・戦略の強化、付加価値向上等を通じた販路拡大の取組により、販売促進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 認定農業者 認定新規就農者 上記に掲げる者のいずれかを構成員に含む3人以上の農業者団体 農地所有適格法人 集落営農組織 	農産物の販売強化や付加価値向上等の取組に要する経費。 <ul style="list-style-type: none"> 加工機械・施設等整備 処理、加工、冷蔵、貯蔵、包装用等機械、施設整備 試作品開発や販売促進に必要な経費 報償費/旅費/役務費/需用費/委託費/使用料及び賃借料/備品購入費/その他市長が特に必要と認める経費 	10万円以上	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費の10分の5以内。 機械、施設等整備にあつては10分の3以内。(上限500千円) 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な導入、利用、配置計画が整備されていること。 事業内容に応じた取組が確保されていること。 生産、出荷、販売計画があること。 一定量の作付面積があること。 加工機械・施設等整備については、食品衛生法、医薬品医療機器等法関連する法手続きが十分検討され、許可の見込みがあること。 <p>【採択基準】 新規性・革新性、市場性・成長性、実現可能性、地域への波及性等を総合的に勘案して決定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 添付資料1(計画書) 添付資料2-1(個別表)
等導入支援	スマート農業		生産コスト低減や省力化、生産性向上等を図るためのロボット技術やICT等の先端技術を活用した機械の整備やシステムの導入等に要する経費。		<ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費の10分の3以内。(上限500千円) 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な導入、利用、配置計画が整備されていること。 事業内容に応じた取組が確保されていること。 生産、出荷、販売計画があること。 	<ul style="list-style-type: none"> 添付資料1(計画書) 添付資料2-2(個別表)
援	新規振興作物等推進支		<ul style="list-style-type: none"> 新規取組や規模拡大、単収向上、品質向上等に必要の機械・施設等の整備に要する経費。 取組実績のない新たな品目の導入に要する初期経費。 導入実績のない新たな技術導入に要する初期経費。 		<ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費の10分の5以内。 機械、施設等整備にあつては10分の3以内。(上限500千円) 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な導入、利用、配置計画が整備されていること。 事業内容に応じた取組が確保されていること。 年度内の生産(作付)が確実であること 生産、出荷、販売計画があること。 一定量の作付面積があること。 	<ul style="list-style-type: none"> 添付資料1(計画書) 添付資料2-3(個別表)
集約化支援	需要創出・農地		販路開拓による所得向上や、農地の集約化等の営農の効率化によるコスト低減のために必要な適正能力の機械・施設等の整備に要する経費。		<ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費の10分の3以内。(上限300千円) 	以下のいずれかに取り組むこと。 <ul style="list-style-type: none"> 直売所、卸・小売、外食事業者、最終消費者等への実需に応じた直接販売による出荷数量の増加又は新たな販路開拓。 農地の集約化(団地化)。 	<ul style="list-style-type: none"> 添付資料1(計画書) 添付資料2-4(個別表)

・中古資産の整備は、県単事業の基準に準ずる。

- 3 事業の着手 事業の着手は原則として補助金の交付決定後とする。ただし事業の性格、内容等により、交付決定前の着手を必要とする場合は、補助金等交付申請書に交付決定前着手届（要領様式1号）を添えて申請した上で着手するものとする。この場合において、補助金の交付が決定されないときは、自力事業とする。
- 4 成果目標
- ・「6次産業化・販路開拓支援」、「スマート農業等導入支援」、「新規振興作物等推進支援」の成果目標は、別表1よりいずれか一つ以上を選択し、事業実施から3年間、目標達成状況報告書（要領様式2号）にてその達成状況を報告するものとする。
 - ・「需要創出・農地集約化支援」の成果目標は、別表2よりいずれか一つ以上を選択し、事業実施から3年間、目標達成状況報告書（要領様式2号）にてその達成状況を報告するものとする。

別表1

目標項目	目標の考え方
①売上高の拡大	売上高の拡大に取り組む。
②農産物の価値向上	新品種の導入、栽培管理技術の改善等による農産物の品質の向上、加工や契約栽培の新たな販売方式の導入等により農産物の価値向上に取り組む。又は、輸出（他の事業者との連携を含む。）、異分野の事業者との連携等により新たな市場の開拓等に取り組む。
③単位面積当たり収量の増加	新品種の導入、栽培管理技術の改善等による単位面積当たりの収量の増加に取り組む。
④経営コストの縮減	栽培管理技術の改善、作業の効率化、生産資材の効率利用等により経営コスト（農産物の生産・流通その他経営に係るコストを含む。）の縮減に取り組む。

別表2

目標項目	目標の考え方
①需要の創出	直売所、卸・小売、外食事業者、最終消費者等への実需に応じた直接販売による出荷数量の増加又は新たな販路開拓に取り組む。
②農地の集約化（団地化）	農地の集約化（団地化）による営農の効率化に取り組む。

- 5 国及び県事業の活用を優先する。

(あて先) 胎内市長

申請者 住 所

氏 名

⑨

電話番号

(法人又は団体の場合は、名称、所在地及び代表者の氏名)

胎内市農業創意工夫応援事業補助金交付決定前着手届

胎内市農業創意工夫応援事業として、下記の事業を補助金の交付決定前に着手したいので、補助金の交付が決定されない場合は自力事業とすることを了承の上、関係書類を添えて届出します。

なお、補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天変地異等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、自らが負担すること及び、補助金交付決定を受けた助成金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと並びに、当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないことを申し添えます。

記

1 補助金の交付決定前に着手しようとする事業

2 交付決定前に着手する理由

3 着手予定日

4 添付書類

(上記1の説明に必要な書類を添付すること)